第20-(16)号様式

臨時販売場変更届出書

収受印

令和　年　月　日 ＿＿＿＿＿税務署長殿	届出者	(フリガナ) 納税地	(〒　－　) (電話番号　－　－　)
		(フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	
		法人番号	※　個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、既に提出した臨時販売場設置届出書の届出内容に変更がありましたので、消費税法施行令第18条の５第５項の規定により届出します。

臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号			
変更に係る臨時販売場	臨時販売場の所在地		
	臨時販売場の名称		
	※　自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場の場合には、以下の項目を記載してください。		
	指定自動販売機識別情報	指定自動販売機の指定番号	自動販売機管理番号
	臨時販売場の設置期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで	
変更の内容	変更年月日	令和　年　月　日	
	変更事項	□　1　臨時販売場を設置しようとする期間 □　2　免税販売手続の区分、設置しようとする臨時販売場の名称 □　3　設置しようとする指定自動販売機の指定番号、管理番号 □　4　その他（　　）	
	変更前		
	変更後		
参考事項			
税理士署名		(電話番号　－　－　)	

※税務署処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	届出年月日	年　月　日	入力処理	年　月　日	台帳整理	年　月　日

注意　１．この届出書は、提出した「臨時販売場設置届出書」の届出内容に変更があった場合に、納税地の所轄税務署長に提出してください。
２．裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
３．税務署処理欄は、記載しないでください。

臨時販売場変更届出書の記載要領等

臨時販売場変更届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）として承認を受けた事業者が、既に提出した「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）（第20－⒁号様式）」又は「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）（第20－⒂号様式）」の記載内容について変更があった場合に、提出するものです。（令18の５⑤、規則10の９③）。

なお、この届出書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

（注）１　変更の内容が確認できる書類の添付をお願いします。

２　設置しようとする臨時販売場の所在地に変更がある場合には、新たに「臨時販売場設置届出書（一般型・手続委託型用）（第20－⒁号様式）」又は「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）（第20－⒂号様式）」を提出する必要があります。

３　一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が、免税販売手続の区分を自動販売機型に変更しようとする場合は、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（自動販売機型用）（第20－⒀号様式）」を提出してその承認を受けた上で、「臨時販売場設置届出書（自動販売機型用）（第20－⒂号様式）」を提出する必要があります。

また、自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が、免税販売手続の区分を一般型又は手続委託型に変更しようとする場合は、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）（第20－⑿号様式）」を提出してその承認を受けた上で、「臨時販売場設置届出書（一般型用・手続委託型用）（第20－⒁号様式）」を提出する必要があります。

なお、自動販売機型輸出物品販売場の許可のみ受けている事業者が、「臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書（一般型・手続委託型用）（第20－⑿号様式）」を提出する場合、まず「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）（第20－⑴号様式）」又は「輸出物品販売場許可申請書（手続委託型用）（第20－⑵号様式）」を提出して、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。

【記載要領】

⑴　「臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号」欄は、臨時販売場を設置しようとする事業者の識別符号の通知を受けている場合に記載します。

⑵　「指定自動販売機識別情報」欄は、この届出書に係る臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場である場合、変更に係る臨時販売場の指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。

（注）１　指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた８桁の数字をいいます。

２　自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について１台ごとに設定された15桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。

⑶　「変更年月日」欄は、既に提出した「臨時販売場設置届出書」の記載内容を変更する年月日を記載します。

⑷　「変更事項」欄は、既に提出した「臨時販売場設置届出書」の記載内容について変更する事項にチェックします。

⑸　「変更前」及び「変更後」欄には、上記「変更事項」欄でチェックした事項について、変更前と変更後の内容を記載します。

（注）　免税販売手続の区分を一般型から手続委託型へ変更する場合は、適宜の様式に「特定商業施設の区分、名称及び所在地」及び「承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地」を記載して添付してください。また、以下の【添付書類】の⑵イの書類の添付も併せてお願いいたします。

【添付書類】

⑴　臨時販売場の設置期間や名称が変更となった場合

テナント契約書、出店許可書の写しなど、変更後の内容で臨時販売場を設置することを証する書類

⑵　免税販売手続の区分が変更となった場合

イ　一般型から手続委託型へ変更となった場合

・テナント契約書、出店許可書の写しなど、手続委託型の臨時販売場を設置することを証する書類

・特定商業施設の見取図又はこれに類する書類

・免税販売手続の代理に関する契約書の写し

・特定商業施設に該当することを証する書類

（組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設･変更に関する届出書等の写し、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し）

・その他参考となる書類(臨時販売場で発行するレシートの雛形など)

ロ　手続委託型から一般型へ変更となった場合

テナント契約書、出店許可書の写しなど、一般型の臨時販売場を設置することを証する書類

⑶　指定自動販売機が変更となった場合

自動販売機設置契約書の写しなど、変更後の内容で臨時販売場を設置することを証する書類